

令和 8 年度
下田市業務用電力需給業者選定
プロポーザル審査基準書

下 田 市

1. 審査の考え方

提案書の審査にあつては、下田市業務用電力需給業者選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）、下田市業務用電力需給業者選定プロポーザル提案仕様書（以下「仕様書」という。）等の関係書類を基に、本案件に対する企画提案等について、提案書及びプレゼンテーション並びにヒアリング等における聞取りにおいて審査する。

2. 評価基準

評価は、実施要領の「11. 審査項目」に定める4項目による200点満点で行い、その評価基準は別表のとおりとする。

3. 評価点数

（1）審査項目1（小計100点）

見積金額（見積書（様式4）における金額（消費税込み。））の評価点については、次の式により算出された数の小数点以下を切り捨てた点とし、最低点を0点とする。

式：50点×（1－見積額／現契約額）+50点とする。

（2）審査項目2・3・4（小計100点）

評価の際には、各項目の審査基準を参考とし、それぞれ5段階で評価を行う。評価の際には、「普通」を基準としてそれよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断するものとする。

評価には、それぞれ基準となる点数を設け該当する点を当該項目の得点とする。

評価	大変優れている	優れている	普通	劣る	大変劣る
配点割合	10	8	6	4	2

4. 注意事項

- ① 選定委員会の委員（委員長を含む。以下同じ。）への接触は直接、間接を問わず禁じているので、万が一、接触があった委員は、直ちに事務局に連絡すること。
- ② 評価は、提案審査の当日に行う。
- ③ 提案書審査及びヒアリングにおいて、提案者の提案作成技術又は説明技術等によらず、提案内容の優劣について審査すること。

5. 受託候補者の選定

選定は、次の条件により順位付けを行い、最高順位者を優先交渉権者とする。なお、順位付けは次点者まで行い、最高順位者に失格その他の事故があった場合は、次点者を優先交渉権者とする。ただし、評価点平均が100点に満たない場合は、選定基準を満たしていないものとして、優先交渉権者して選定しない。

- ① 最高得点者とする委員が、過半数を超えた者
- ② ①により決しない場合は、全委員の合計得点が最高得点の者
- ③ ②が複数いる場合は、当該複数の者のうち、審査項目2・3・4の評価点の全委員の合計得点が最も高い者
- ④ ③が複数いる場合は、当該複数の者のうち、見積金額の最も安価な者

別表

番号	審査項目	審査基準・評価の観点		配点
1	見積金額	・現在の電気料金と比して安価な電気料金の提案がなされているか。 $50 \text{ 点} \times (1 - \text{見積額} / \text{現契約額}) + 50 \text{ 点}$		100
2	業務実施体制	・業務用電力の法人向け小売実績はあるか。 ・安定した小売りができる電源構成及び発電量を有しているか。 ・平時及び緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した業務実施が見込まれるか。 ・リスク想定がなされているか、また、その低減等に係る方策が適切に示されているか。 ・災害時の電力供給の対応がなされているか。 ・市の負担なく、災害時に電力確保が可能な提案があるか。 ※それぞれ配点 10		60
3	地域経済活性化	・地域経済の活性化や地域貢献に関する実績、提案はあるか。		10
4	環境配慮	・環境に配慮した発電体制となっているか。	・二酸化炭素排出係数 ・再生可能エネルギー導入状況 ・環境負荷低減に関する取組状況 ※それぞれ配点 10	30